個人情報保護法に関してのお知らせ

《この法律の目的は・・・》

個人の情報を勝手に利用し、プライバシーを侵害したり不当な金もうけの手段に利用する事を防ごうというものです。現実問題として悪用している業者などがたくさんいるので作った法律です。

《この法律に当てはまる個人情報の内容》

院内でのみ使用する情報

初診時に書いてもらう、住所、氏名、電話番号、生年月日。

保険証に書いてある、保険証番号。

初診時に書いてもらう、問診票。

診察時にカルテに書き込む診察内容、疾病名、血液検査やレントゲンなどの検査結果。

院内でする血液検査、尿検査の検査結果票、レントゲンのフィルム。

院外へ持ちだす情報

検査会社に依頼する検体(血液や検査綿棒)と検査依頼書。

検査会社から戻ってくる検査結果報告書。

薬局へ提出する薬剤処方箋。

他の医療機関への紹介状。

保育園や学校へ提出する診断書。

社会保険・国民保険事務所へ提出するレセプト請求書。

乳児健診・予防接種の公費負担請求のための自治体への書類。

民間生命保険会社に提出する診断書。

その他

その日に来院しているという事実。

つまり、待合室で待っているのを他の人にみられること。待合室で名前を呼ばれる事。

《個人情報の利用目的》

本人確認と社会保険・国民保険事務所へ提出する書類に必要なため

- ~ 正しい診断・治療に必要なため
 - 感染拡大の予防に必要なため(学校保健法で決められています)
- ~ 医療費を公費で負担してもらうために必要なため

生命保険金給付に必要なため

本人確認のため

この他に本人や家族の同意なしに通知する場合があります。

法定伝染病発生時に、法律で定められた保健所等への通知(コレラ・日本脳炎等)

犯罪の可能性のある患者搬送時の警察への通知。

虐待の可能性のある患者搬送時の児童相談所への通知。

《個人情報の安全管理について》

・・・初診時に記載してもらう用紙について・・・

住所・氏名などを記載していただく用紙と、問診票は返却します。 保険証はコピーなどはしません。その場でお返しして情報は電子カルテに残すのみとします。

・・・・電子カルテについて・・・

個人情報を長期に正しく保管するため、毎日保存・保護しております。万一コンピューターが破損して も情報は保護されるようになっています。

電子カルテをよい状態で使用するため、電子カルテを作成した<u>島津メディカル株式会社</u>に運営・管理もお願いしています。不具合が生じた時や新たな機能を追加する時などは、島津メディカル株式会社の担当者にカルテを操作してもらいます。その時担当者がカルテの内容を確認する事は可能ですが、契約により第三者への漏洩は行う事がない事を確認しております。

島津メディカル株式会社の担当者にカルテを操作してもらう時、多くは専用電話回線を使用した遠隔操作(リモートメンテナンス)にて行います。これは専用の電話回線を使用しているので、<u>システム上部外</u>者が入り込む事は不可能です。

第三者が診察室に侵入して電子カルテを見る事は可能ですが、まずコンピューターを開く時にパスワードが必要で、さらに電子カルテを開く時にも違うパスワードが必要です。パスワードはスタッフが一人一つずつもっており、退職時には削除します。

又休憩時など院内に人が居なくなる時はカルテを閉じて、パスワードがなくては見られない状態としています。

・・・・ 電話予約システムについて・・・

電話予約システムを作成した<u>ハートライン株式会社</u>に運営・管理をお願いしております。電子カルテ同様、専用の電話回線を使用しており<u>部外者が入り込む事は不可能です</u>。又担当者が内容を確認する事は可能ですが、契約により第三者への漏洩は行う事がない事を確認しております。

インターネット予約からこのシステムに不法に侵入し情報を引きだす事は不可能ではありません。しかしそのためにはある大企業のコンピューターシステムに侵入してから当院への回線を探しだして侵入しなくてはなりません。当然大企業のコンピューターシステムは莫大な労力とお金を費やしあらゆるハッカー(不法に侵入を試みるコンピューターの専門家)の侵入を防ぐ方法をとっています。市販されているファイアーウォール(侵入を阻止するためのソフト)のレベルとは全く違います。それを突破しても次に当院へアクセスするためにさらに大変な労力を要します。実質侵入は不可能と思われますので安心して頂いてよいと思います。

· ・ ・ レントゲン・検査結果について・・・

院内で適切に保管してあります。医師法により5年間の保存が定められていますので、5年以上経過したら焼却処分し情報が漏洩しないようにします。

・・・スタッフ・・・

院内・院外を問わず、個人情報について第三者に話をする事は違反します。いかなる内容についても漏 洩しない旨を、スタッフには書面にて同意してもらっています。

今回の個人情報保護法についての教育研修をして、違反しないようにしております。又、今後当院に就業するスタッフにも就業規則にもりこみ、教育研修をして同意書をもらうように致します。

・・・薬局・他の医療機関・公共機関・・・

各医療機関や警察・児童相談所には<u>守秘義務</u>が科せられています。つまり<u>これに違反すると刑法により</u> <u>罰せられるようになっております</u>。通常業務においてのこれらの機関の間での個人情報の伝達は違法で はありません。

···検査会社···

甲府にある<u>ジャパンメディカル株式会社</u>に一括して依頼しております。同意書により個人情報の漏洩を しない旨を約束していただいております。

民間生命保険会社

保険会社からの診断書の記載内容につき保険会社の職員から直接医療機関へ問い合わせが来る事があり えます。その場合本人の同意なしに答える事は違法になるので、お答えする事はありません。本人の同 意書があっても基本的には本人が同席していない場合お答えしないようにしています。

《個人情報の開示について》

カルテの内容、レセプトの内容など、全ての個人情報の内容について、<u>患者様本人が御両親(本人が未成年の場合に限る)の申し出があった場合はすぐに見ていただきます</u>。但し本人の確認はさせて頂きます。 第三者からの個人情報の開示については、本人の同意書がある場合でも基本的にはお断りいたします。 安全性を優先させあくまで本人が同席して頂いた上で開示します。

《個人情報保護法による罰則規定》

厚生労働省の命令、もしくは裁判手続きにより、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金になります。

《問い合わせについて》

この書面の内容についての御質問や、個人情報のお問い合わせ等は<u>院長が対処</u>いたします。まずは受付で御相談下さい。

<u>尚、この書面を掲示する事により、この内容につき本人の同意を得られたとみなします。同意を得ら</u>れない場合、直接院長に申し出て下さい。

2005年4月1日 やまびこ小児科クリニック 院長 横地真樹